

められる（甲38・100頁、甲39・17頁）。

- （3）実際に、法72条本文後段の有償周旋禁止違反が問題になった過去の事例の殆どは、何の資格も有しない者が弁護士に事件を紹介して対価を得ていたという、いわゆる「紹介屋」の事案である。このような「紹介屋」が介在する事案では、大抵の場合、適切な事件処理がなされておらず依頼者の権利が侵害されていたり、報酬が不相当に高額であって依頼者が害されていたり、弁護士が名義を利用して無資格者が事実上事件を取り仕切っていたりといったケースが多く、そういう観点からしても種々の弊害を防止するために厳しく取り締まる必要があった。

- （4）他方、司法書士から弁護士に代理権超えが判明した事件の引継ぎを行うことは、平成14年改正司法書士法によって司法書士に限定的な範囲でしか代理権が認められなかった結果として、制度上一定割合で発生することが不可避な事象である。

この司法書士から弁護士への事件の引継ぎは、いわば反社会的勢力とも言える「紹介屋」が介在し、依頼者にとって種々の弊害が生じる事案とは全くもって性質・類型を異にする。この場面における司法書士への適正な報酬精算を「紹介屋」に対する違法な紹介料ないし周旋料の支払と同視するのは完全な誤りである。

本件のような申立人法人と新宿事務所という適法な有資格者同士が提携する場面で、新宿事務所は自らがした業務に対する適正な報酬を確保しているだけで、「私利をはかってみだりに他人の法律事件に介入する」ものではなく、当然ながら「当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害する」といった弊害は一切ないのである。

2 司法制度改革の趣旨と隣接士業間の協働の視点から

(1) 平成14年司法書士法改正により、平成15年4月1日以降、司法書士には訴額90万円以下の範囲で簡易裁判所代理権が認められた。この司法書士の簡易裁判所代理権は、平成15年裁判所法改正により平成16年4月1日以降は訴額140万円以下の範囲に拡大されているが、弁護士の代理権のように無限定ではなく、現在でも法律上一定の範囲に限定されている。

この司法書士法改正は、当時弁護士人口が不足していて司法過疎の問題が生じていたことを背景に、司法書士に簡易裁判所代理権を付与することで、司法書士の有する専門性を活用して国民の権利擁護を拡充し、国民生活の利便性を向上させることを目的とするものであった(甲28・8頁)。しかしながら、司法書士に認められた簡易裁判所代理権が訴額140万円以下との制約があるため、どうしても後になって代理権超えであることが判明し、司法書士が辞任を余儀なくされる事態が生じてしまう(過払金返還請求事件のように世の中には訴額140万円超となるかは事件に着手して調査しないと分からない事件が多数ある。)

(2) 国民生活の利便性を向上させるという目的を貫徹するには、代理権超えとなって司法書士が辞任せざるを得ない場合(本件のように過払金の引き直し計算をして140万円超過払事件であることが判明した場合や、簡易裁判所で勝訴した過払金返還請求事件について貸金業者から控訴された場合)に、事件が円滑に司法書士から弁護士に引き継がれるようにすることが当然に求

められる（甲29²、甲41・7、8、11頁³、甲44・4、7、18～19

² 司法書士法改正時の平成14年4月9日衆議院法務委員会では植田委員が次のとおり発言している（下線部は申立人ら訴訟代理人が付した。）。

「…そしてまた、今度、相談を受けた側も、話をようよう聞いてみれば90万円を超えた事件であると理解した場合には、済みませんけれども、これはちょっとあきませんねん、相談できませんねんという話にもなりかねない。そういう意味で、結果的に司法書士が市民の期待にこたえられない場面というのがそれぞれのケースごとに出てくることは容易に推察できるだろうと思います。

…例えば、簡易裁判所に係属する事件なんかで90万円を限度として代理権の有無を判断するというのは、逆に、それを活用する側の市民からすれば、無用な混乱であるとか負担を課するような危険性もまた一方であるんじゃないのかなというふうに私は危惧するところなんですけれども。…」

「…実際90万円を限度とするということで、我々活用する側が、例えば、簡単な話です、司法書士さんによくわからぬけれども相談に行きました、でも、相談してみたらどうも司法書士さんではできない話やということで、司法書士さんの方もちゅうちょする場合も出てくる、そういうケースがいろいろとありますよね。そうなった場合、せっかく当てにしていたのに、いや、法律の上では私らはかんだらあかんことになっていますねんという場面も出てくる。そういうやはり実際の現場での問題というのが、やはり危険性なり、また使い勝手の悪さというものが実際はらんでいますよね。…」

「…全体の枠組みの中で、ここまでは私できますけれども、ここから先はできません、あとはできませんというようなことで、市民の側からすると非常に使い勝手が悪いということは御理解いただけたと思うんですよ。」

「…安心して司法書士にお任せできるような制度的枠組みというのをやはりこれから――恐らくこれからの法の運用状況ではこういうケースは絶対出てくると思いますよ、たくさん。司法書士さんだって困りますよ。それだったら最初からこっちだって頼みに行きづらくなりますよね。

だから、こうした問題が恐らく出てくるだろうと私も推察いたしますので、やはりそうした運用状況を見て、そうした個々の事例に即した問題の解決法等についてもこれから検討していく必要もあるんじゃないか。…」

³ 大野正男弁護士（元最高裁判所判事）は、以下のとおり述べている（下線部は申立人ら訴訟代理人が付した。）。

「…社会に多発する法律現象を取扱っている非法律家群に対して、弁護士階層は、事件屋に対したときのような『権威』と『技術的優位性』を誇示できるだろうか。…」

その提起した問題をとくのに、非弁護士活動禁止の法規の適用を拡大し、刑罰をもって禁圧することが有効な方法であるかどうか。少くも弁護士がこの禁止法規に頼って、社会構造の変化に対応することなく、その職務の独占に安住してよいかが問われなければならない。」

「…類似商業に対する排他主義が、自己の能力に対する過大評価と職業的エゴイズムにつらなる限り、到底社会からの支持はうけられないであろう。本来、理想主義的職業観は、自らの能力の開発と制度に対する向上の意欲と努力に裏づけられていなければならない筈である。何よりも社会の需要に自らを適合させることに敏感でなければならない筈である。そのない限り、理想主義的職業観は独善と旧態依然の保守主義にとどまる。…」

「弁護士と司法書士、税理士などはその職務の上で重複しているが、両者の関係は多く対立的であって共同的ではない。」

「むしろ今日危険なのは、弁護士と準法律家ないし類似業務との間に関連性が稀薄でそれぞれ別個バラバラに事件処理を行っていることにありはしないだろうか。」

「…司法書士が弁護士へ事件を依頼又は紹介するのはきわめて少ない。…司法書士のところへもってこられる法律事務の中には弁護士が処理すべきものがある。これを司法書士が閉鎖的に処理することなく、弁護士の事務として流れることが必要だが、現在はそのパイプは殆んどないとい

頁11、甲45、甲46)。

辞任を余儀なくされる司法書士としても、代理権超えになったから後は知らないで済まされるはずもなく、あらかじめ引継先となる信頼できる弁護士を用意しておき、代理権超えであることが判明した場合に引継先となる弁護士を紹介し、依頼者が同意すれば事件を引き継げる体制を整えておくことは、サービス業として当然に求められる。

依頼者としても、そのような体制が整えられていればこそ安心して司法書士に事件処理を委任でき、代理権超えとなった場合でも最初から弁護士を探し直さずに事件処理を円滑に継続してもらえるので早期に過払金を回収できる。

(3) この場面で、弁護士が司法書士からそれまでに行った業務の成果物を引き

ってよい。」

「両者の関係が排他的『競業』であるのは社会の要請にできていないのではないと思う。…合理的『共業』がいかんして可能かという具体策まで提示しえないけれども、大筋としては、従来の排他的職業観から、共業的職業観に向うべきものと考える。」

⁴ 和田仁孝九州大学法学部教授は、弁護士の閉鎖的専門システムを批判して、以下のとおり述べている（下線部は申立人ら訴訟代理人が付した。）。

「国民の抱える問題は…トータルで統合的な手当が要求されており、…分断型処理はしばしば不満の温床となる。…ときには利用者・国民のニーズを放置しブロックする作用さえ果たしていたのである。今や、…クライアント・オリエンテッドなサービス提供が求められてきている。…依頼者のニーズの全体像に合わせて『専門性』の横断的統合が求められているのである。…一言で言えば、閉鎖的で固定的なプロフェッション概念から、利用者・国民・隣接業種等にも開かれた開放的なプロフェッション性への転換が求められているのである。」

「徒に72条を持ち出して防御的に住み分けを図るのではなく、何がクライアントの利益なのかという視点からあるべき競争と協働のあり方を構築して行くべきである。」

⁵ 須田徹弁護士（元東京弁護士会副会長）は、隣接資格者との協働について、以下のとおり述べている（下線部は申立人ら訴訟代理人が付した。）。

「…事案によっては、隣接資格者が単に弁護士の補助者としてではなく、共同して事案処理にあたることによってより良い結果を期待しうる場合もあるであろう。…こうした協力関係の構築は国民の利便に適うものであり、またより良い法的サービスの提供に資することとなる。」

以上は弁護士と隣接資格者とのいわば『横の協力関係』であるが、隣接資格者、特に司法書士との間で『縦の協力関係』を築く必要もある。…司法書士が遭遇した事案の中には、弁護士の援助・介入が必要な場合もあるであろう。そうした場合であって依頼者が望むのであれば、速やかに当該事案の処理に適切と考えられる弁護士を紹介し、引き継ぐことができるよう、弁護士と司法書士あるいは弁護士会と司法書士会が提携関係を結んでおく必要がある。」

「法的サービスを利用する国民の視点に立てば、上記のような弁護士と隣接資格者との協力関係が構築される必要のあることにほぼ異論はないのではなかろうか。」

「国民に役立つ多様な事務所を積極的に指向していくのであれば、あらためて弁護士法72条及び27条を見直す必要がある。」

継ぎ、また、司法書士が適法に行うことができる業務（典型的には裁判書類作成業務）の助力を得ることは、隣接士業が協働して依頼者の利益を迅速に実現する観点から非常に重要な問題である⁶⁾。これが許されないとすれば、司法書士がそれまでに作成した業務成果物は有効に活用されず弁護士が同じ作業をやり直すこととなり、依頼者のために迅速な事件処理をすることが叶わなくなることであり、明らかに不経済となってしまう（場合によっては、依頼者の過払金返還請求権が消滅時効にかかることもある。）。

そして、この士業協働が実現するには、当然ながら引継ぎの前後に司法書士が行った業務に対する正当な対価の支払が認められなければならない（それが認められたところで、前述した「紹介屋」の場合のような弊害が生じることはない。）。

この正当な対価の支払を紹介料の支払とされては、士業連携に重大な萎縮的効果を及ぼして司法書士から弁護士に事件が円滑に引き継がれなくなり、結果、司法サービスの利用者である国民の利便性は著しく害されるが、それでは、司法書士法改正や司法制度改革が目的としていたことは無に帰してしまう。

（４）司法書士に対して法７２条本文後段を、弁護士に対して法２７条及び規程

⁶⁾ 他の士業等から案件を引き継ぎ、その後も協力して案件の解決に当たることは、世上よくあることであって、そのこと自体は何ら違法ではない。

本文で述べた他にも具体例を挙げれば以下のようなものがある。これらの場合に、弁護士が他の士業等から案件を引き継ぐまでに作成されていた成果物の引継ぎを受けたり、他の士業にその専門的知識・経験・ノウハウを頼って作業を依頼したり意見を求めたりすることも実際に多いし、その際に対価の支払がなされることは現実に行われている。

- ① 税理士が相続人から相続税の申告を依頼されたが、相続人間で争いが生じ、弁護士に案件の相談があり、弁護士が交渉・調停・訴訟等を受任した場合
- ② 税理士が国税不服審判の申立てをしたが認められず、税務訴訟に移行した場合に、弁護士に業務を引き継ぐ場合
- ③ 弁理士が特許・商標等の出願をしたが、その後出願が拒絶され、不服申立て、訴訟提起を行うこととなり、弁護士に業務を引き継ぐ場合
- ④ 社会保険労務士が顧問先における雇主と従業員の紛争について相談を受け、弁護士に業務を引き継ぐ場合
- ⑤ 行政書士が外国人の在留資格認定申請の書類作成業務を行ったが、認定を拒絶され、弁護士が引き継いで行政訴訟を提起する場合

13条を「錦の御旗」のごとく持ち出し、司法書士から弁護士への事件の引継ぎに伴う合理的な対価の支払を威嚇して両者の分断を図ろうとするのは、国民に良質なリーガルサービスを提供するという観点からは何も依頼者の利益にならない（このことは元最高裁判所判事を含む著名な弁護士・学者からも夙に多数の論文で指摘されてきた。甲14・4頁、甲15・9頁、甲38・100頁、甲39・17頁、甲40・277、281～282頁、甲41・11頁、甲43、甲44）。

非弁提携禁止は依頼者の利益を保護するための規制である。依頼者の利益を保護するという視点から外れて安易に法72条、法27条及び規程13条1項を本来適用されるべきではない事案に対して拡張的に、しかもみせしめのための一罰百戒的に適用し、弁護士の職域確保（弁護士のギルド的な利益保護）を実現しようとする事は許されるべきではない。

（5）本件は大きな消費者被害をもたらした「過払金問題」に対して、依頼者の権利を救済するために新宿事務所と申立人法人が協働して立ち向かって行った事案である。

過払金の返還を求める依頼者を救済するために、司法書士の代理権超えとなった事件を弁護士が引き継ぎ、その際に司法書士から後々の依頼者の事件の処理のために役立つ成果物の引継ぎを受けたり、一定の業務委託をしたりすることは、大量に生じる過払金事件を迅速に解決し、依頼者の権利を早期

に実現するための「合理的な士業間の協働」⁷⁸⁹¹⁰として時代から求められていた事項であり、国民の法律生活の利益にも資するものである。このために支払われる適正な対価を紹介屋に支払う紹介料ないし周旋料と同視して捉えるのは時代錯誤も甚だしい。

- (6) 本件は、決して申立人らの懲戒処分の是非だけが問題となっているものではなく、「司法書士の代理権超えが生じた場合に、いかにして士業が依頼者のために協働すべきなのか」（特に事件の引継ぎに際して士業協働を行う場合の対価の支払が紹介料と見なされないか）という司法書士・弁護士業界の関心事であり、究極的には司法サービスの利用者である国民の利害に関わる重要な問題を扱うものである。

したがって、本件を検討するに当たっては、司法サービスの利用者である国民の利益をなおざりにしてはならず、どうすれば司法サービスの利用者である国民の利益になるのかという実質的な視点を欠いてはならない。

⁷ 那須弘平弁護士（元最高裁判所判事）は、1985年の時点で、弁護士と司法書士との協働のあり方につき、「弁護士が司法書士を雇い、…司法書士が訴訟書類を作成し、弁護士が法廷における弁論を行うという形で協働する」ことが考えられることを指摘している（甲42・73頁）。

⁸ 宮川光治弁護士（元最高裁判所判事）は、「今日、司法改革で問われていることのひとつは、わが国社会に存在する膨大な法律事務を全体としてどのようなシステムで処理していくべきかということである」とし、法72条の硬直的な解釈がそのようなシステムの構築の前進を阻んでいることを端的に指摘した上（甲38・100頁）、隣接士業の協働を推進すべきことを述べている（甲39）。

⁹ 林光佑弁護士は、「膨大に大量発生するクレサウ等の消費者問題に、法律関連職の法務的力量を積極的に生かし、職能に応じた協働をすることが求められる。」と指摘して、隣接士業が事件に共同して取り組むことが高度なサービス提供を可能にするにもかかわらず、各士業が閉鎖的・自己完結的な業務姿勢に終始していることを批判し、共同しての事案対処や専門分野の組み合わせによる総合力を発揮すべく隣接士業の協働を推進すべきことを述べている（甲43・15～18頁）。

¹⁰ 須田徹弁護士（元東京弁護士会副会長）は、弁護士と隣接資格者との協働について、「事案によっては、隣接資格者が単に弁護士の補助者としてではなく、共同して事案処理にあたることによってより良い結果を期待しうる場合もあるであろう。」「こうした協力関係の構築は国民の利便に適うものであり、またより良い法的サービスの提供に資することとなる。」とした上、「司法書士が遭遇した事案の中には、弁護士の援助・介入が必要な場合もあるであろう。そうした場合であって依頼者が望むのであれば、速やかに当該事案の処理に適切と考えられる弁護士を紹介し、引き継ぐことができるよう、弁護士と司法書士あるいは弁護士会と司法書士会が提携関係を結んでおく必要がある。」として、弁護士と隣接資格者（特に司法書士）との『横の協力関係』のみならず『縦の協力関係』を築く必要があると述べている（甲44・18～19頁）。